４　経済産業大臣は、第１項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般用電気工作物の設置の場所（居住の用に供されているものを除く。）に立ち入り、一般用電気工作物を検査させることができる。

６　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、推進機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録安全管理審査機関又は登録調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

８　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関又は卸電力取引所の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第117条の２　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一　第107条第１項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第119条の２　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人、役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

四　第107条第６項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第119条の３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定試験機関又は卸電力取引所の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

五　第107条第８項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第120条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

八　第51条第３項、第54条若しくは第55条第４項（原子力発電工作物に係る場合を除く。）又は第107条第２項から第５項まで若しくは第７項の規定による審査又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（株式会社日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令の廃止）

第二条　株式会社日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業会社の公告手続に関する省令（昭和二十五年通商産業省令第三十六号）は、廃止する。

（電源線に係る費用に関する省令の一部改正）

第三条　電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （みなし小売電気事業者に係る経過措置） **第三条**　改正法附則第十八条第一項の認可の申請又は改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第十九条第四項の規定による届出をしようとする改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款（以下単に「特定小売供給約款」という。）	**附　則** （みなし小売電気事業者に係る経過措置） **第三条**　改正法附則第十八条第一項の認可の申請又は改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第十九条第四項の規定による届出をしようとする改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款（以下単に「特定小売供給約款」という。）

で設定する料金を算定するに当たっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費、原子力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

２　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置） **第十三条**　［略］ ２　［略］ ３　第１項又は前項の場合において、みなし電気事業者は、電事法等改正法附則第十八条第一項の規定による認可を受けたとき又は同法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第四項及び第七項の規定による届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第十七により経済産業大臣に届け出なければならない。 ４　平成二十五年四月一日以後最初に電事法等改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下この項において「旧一般電気事業者」という。）が電事法等改正法附則第十八条第一項又は同法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第三項の規定により変更した料金が適用されるまで	**附　則** （みなし電気事業者の回避可能費用に関する経過措置） **第十三条**　［略］ ２　［略］ ３　第１項又は前項の場合において、みなし電気事業者は、電事法等改正法附則第十八条第一項の規定による認可を受けたとき又は同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第四項及び第七項の規定による届出を行ったときは、回避可能費用単価の算定に必要な事項について様式第十七により経済産業大臣に届け出なければならない。 ４　平成二十五年四月一日以後最初に電事法等改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第一項に規定する一般電気事業者（以下この項において「旧一般電気事業者」という。）が電事法等改正法附則第十八条第一項又は同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の電気事業法第十九条第三項の規定により変更した料金が適用されるまで